

# Fintech推進のための 規制改革要望について

2019年12月20日

## Fintech推進のために重要なポイント

---

- **多様性** : 多様なサービスの創出を促す
- **自主性** : 事業者の自主的取組を尊重
- **柔軟性** : 画一的・統一的でないルール

### 3 決済・仲介法制の具体化について

---

- ✓ 2019年7月 金融制度スタディ・グループ『「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告「基本的な考え方」』公表
- ✓ 2019年10月～12月 「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」において、決済法制と仲介法制について具体的な制度内容を議論  
本年中に報告書が公表される見込み
- ✓ 年明け以降、報告書の内容が法令・ガイドライン等で具体化される見込み

当連盟としては、今後策定される決済・仲介に関する法令・ガイドライン等の具体的内容が、報告書の内容から逸れることなく、また、多様性・自主性・柔軟性を尊重したものとなることを要望。

特に注視すべきは以下の論点

- 収納代行のうち一部の規制対象明確化
- 現行の資金移動業や前払式支払手段発行業に対する追加的措置
- 新たな仲介業の具体的制度設計

## 決済・仲介法制の具体化について

### ■ 収納代行のうち一部の規制対象明確化

報告書案では、「イノベーションが進展する中で、事業者の創意工夫により、将来、収納代行の形式をとった新たなサービスが提供される可能性もある。」「収納代行を巡る動向を注視しつつ、それぞれのサービスの機能や実態に着目した上で、為替取引に関する規制を適用する必要性の有無を判断していくことが適当」としたうえで、以下類型について報告。

(1) 債権者が事業者等の収納代行 → 規制を適用する必要性は必ずしも高くない

(2) 個人間の収納代行

① **割り勘アプリ**：個人間の債権債務関係の発生事由に関与しておらず、単に資金のやり取りを仲介しているだけ → **規制の適用対象として明確化**

② **エスクローサービス**：CtoC取引のトラブル防止に寄与、売買契約等の当事者間に生じる信用リスクをサービス提供者に付け替えているだけ

→ **直ちに制度整備を図ることは必ずしも適当ではない**

- 個人間収納代行を広く為替取引と位置付けてエスクローだけ適用除外するような方法ではなく、**割り勘アプリのような原因取引と切り離されて資金のやり取りだけ行うようなもののみを規制対象として明確化する方法を採るべき**

## 決済・仲介法制の具体化について

### ■ 現行の資金移動業や前払式支払手段発行業に対する追加的措置

報告書案では、現行の資金移動業および前払式支払手段発行業者に対して、例えば以下のような追加的措置を求めている。

(1) 資金移動業者（1件当たり100万円以下の送金が可能な現行の類型）

➔ 1アカウントあたりの資金が100万円を超えている場合には、為替取引との関連性を確認し、受入額、受入期間、送金実績、利用目的を総合考慮して関連性がないと判断される場合は利用者に払出し要請等を行う

(2) 前払式支払手段発行業者（アカウント間で残高を譲渡できる場合）

➔ 譲渡可能なチャージ残高の上限設定や、繰り返し譲渡を受けている者の特定等の不自然な取引を検知する体制整備等

➤ 追加的措置の具体的方法や判断基準等は、画一的・統一的に定めるのではなく  
**事業者がビジネスモデルに応じて自主的かつ柔軟に設定できるようにすべき**

## 6 決済・仲介法制の具体化について

---

### ■ 新たな仲介業の具体的制度設計

報告書案では、新たな仲介業について大きな方向性は示されているものの、例えば以下のような項目については今後具体的な制度設計がなされる

- 取り扱い可能な金融サービスの具体的範囲
- 保証金の供託額
- 取り扱う金融サービスに応じた行為規制の内容
- 手数料開示義務
- 裁判外紛争解決制度や自主規制団体の詳細

➤ 具体的な制度設計にあたっては、関係各所の意見を聞きながら、イノベーション促進の観点から過度に厳しすぎる規制にならないように注意すべき

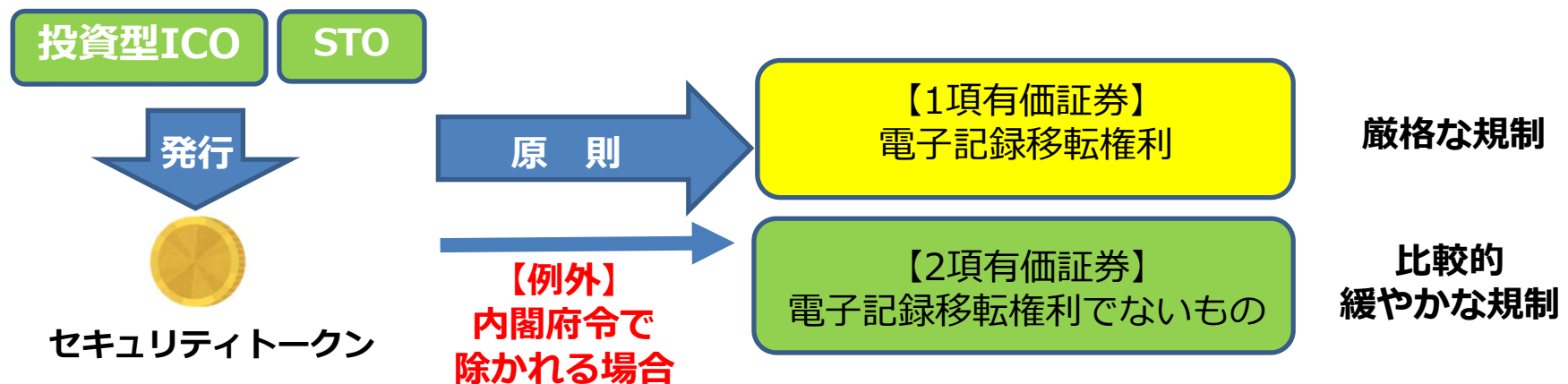
# STO等への改正金商法適用について

- ✓ 2019年5月成立の新法※1において、STO※2などのセキュリティトークンは金融商品取引法の適用対象とされた
- ✓ 具体的には、**内閣府令で定める場合を除いて1項有価証券としての厳格な規制が課される。当該府令は来年5月までに定められる見通し**

※1 正式名称「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」

※2 STOとは、発行体が従来の株式等に代わり、ブロックチェーン等の電子的手段を用いて発行される有価証券である「セキュリティトークン」を投資家に取得させることで資金調達するスキーム

## 【改正金商法におけるセキュリティトークンの整理】



## 8 STO等への改正金商法適用について

---

当連盟としては、現在策定されているSTOに関する府令について、**金融庁など関係省庁宛に7月に提出した提言内容が反映されることを要望。**

ポイントは以下のとおり。

- STOは低コストかつ法令に則ったデジタルな資金調達手段として世界的に注目されており、**我が国におけるSTOの普及促進の観点から、過度な規制とならないよう配慮すべき**
- 米国のSTOに適用される証券規制等も参考にしつつ、**投資家属性等に応じたきめ細やかなルールを検討すべき**



想定される新サービス等	関係法律と改正点	現状の問題・改善イメージなど
① 資金移動口座への 給与振り込み	労働基準法 (賃金の支払い方法)	○キャッシュレス促進のため、資金 移動口座への給与の振り込みも可能 にする
② 電子マネーを用いた 寄付や納税等	資金決済法 (前払式支払手段に関する 「対価の弁済」の解釈)	○キャッシュレス化推進のため、電 子マネーで支払える範囲を拡大する
③ 合理的かつ効率的な マネロン監視	犯罪収益移転防止法	○AI等監視ツール活用によるリスク 大の取引検知、一定金額以下等リス ク小の取引時確認の省略 <b>○クレジットカード会社⇔金融機関 の委託による合理化実現</b> ○反社情報の共有活用・政府D B利 用による共通の情報に基づいたマネ ロン監視

**Hello, Future!**

